

(1)介護保険の給付対象となるサービス

サービスの概要 ・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・機能訓練 ・健康管理 ・その他

多床室 サービス利用料金(月額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準単位	573	641	712	780	847
	単位	単位	単位	単位	単位

【加算】

○基準を満たした体制により算定する加算

加算項目	内容	単位数
1 日常生活継続支援加算	①半年又は1年以内の新規入所者の総数のうち要介護4、5の割合が70%以上であること、又は認知症日常生活自立度Ⅲa以上の割合が65%以上であること、入所者のうち口腔内・鼻腔内気管カニューレ内部のたんの吸引・胃瘻・経鼻経管栄養を必要とする割合が15%以上であること ②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること	36単位/日
2 看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置していること	I 4単位/日
3 基準を1人以上上回る看護師の配置があること		II 8単位/日
4 夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること	I 13単位/日
5		II 18単位/日
6 介護職員処遇改善加算	基準に適合している施設が、入所者に対しサービスを行った場合	I 所定単位数に8.3%を乗じた単位数
7 特定処遇改善加算		I 所定単位数に2.7%を乗じた単位数
8 新型コロナウイルス感染症への対応(令和3年9月30日までの上乗せ分)		所定の単位数に1.0%を乗じた単位数

○必要に応じて算定する加算

加算項目	内容	単位数
9 初期加算	入居及び30日超の入院後の30日以内の期間	30単位/日
10 個別機能訓練加算(I)	常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合 個別機能訓練計画に基づき計画的に訓練を行っている場合	12単位/日
11 個別機能訓練加算(II)	上記(I)を満たし、データを厚労省へ提出し、情報の活用を行っている場合に(I)(II)を算定	20単位/月
12 若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の場合	120単位/日
13 外泊時加算	入院または外泊された場合(1ヶ月に6日を限度)	246単位/日
14 退所前訪問相談援助加算	退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて、相談援助を行った場合	460単位/回
15 退所後訪問相談援助加算		460単位/回
16 退所時相談援助加算		400単位/回
17 退所前連携加算		500単位/回
18 栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者50名(常勤栄養士を1名以上配置+給食管理等を行っている場合は70名)で除した数以上配置している場合	11単位/日
19 経口移行加算	経管栄養者が経口による摂取へ移行する場合	28単位/日
20 経口維持加算(I)	経口摂取において摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に、医師の指示のもと経口維持計画を作成している場合	400単位/月
21 経口維持加算(II)	経口維持加算(I)を算定しており、かつ、継続的な食事摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師が関わった場合	100単位/月
22 口腔衛生管理加算(I)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合	90単位/月
23 口腔衛生管理加算(II)	上記(I)を満たし、データを厚労省へ提出し、情報の活用を行っている場合	110単位/月
24 安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者・安全対策部門が設置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合	20単位/回(入所時)
25 療養食加算	①食事提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること	6単位/食
	②疾病治療の直接的手段として、医師の発行する食事箋に基づき食事が提供された場合	
26 看取り介護加算(I)	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日
	死亡日の前日及び前々日	680単位/日
	死亡日	1280単位/日
27 認知症専門ケア加算 I	認知症Ⅲ以上の利用者が1/2以上、認知症研修修了者を最低4名配置している場合	3単位/日
28 認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅生活が困難であり、緊急に入所が適当と判断した場合(7日を限度)	200単位/日
29 排せつ支援加算(I)	排せつ介護を必要とする利用者の要介護状態を軽減できるよう多職種で評価する	10単位/月
30 排せつ支援加算(II)	上記(I)の条件を満たし、改善と悪化防止が図られ、又はオムツ使用なしに改善があること	15単位/月
31 排せつ支援加算(III)	上記(I)の条件を満たし、改善と悪化防止が図られ、且つオムツ使用なしに改善があること	20単位/月
32 褥瘡マネジメント加算(I)	褥瘡の発生するリスクについて評価、褥瘡ケア計画を作成、3月に1回見直しを行う	3単位/月
33 褥瘡マネジメント加算(II)	上記(I)に対して、褥瘡発生リスクのある利用者に褥瘡の発生が無かった場合	13単位/月
34 科学的介護推進体制加算(I)	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入居者の心身状況等に係る基本的な情報を厚労省へ提出している場合に算定	40単位/月
35 科学的介護推進体制加算(II)	上記(I)に対して、疾病の状況等の提出を行った場合	50単位/月

* 今後、職員配置もしくはサービス提供体制の変更により、加算は変更される場合があります。

(2)介護保険の給付対象外となるサービス

【居住費・食費】

利用者負担段階		①居住費	②食費		
第1段階	世帯全員が市民税非課税の方	老齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者	0 円	300 円	
第2段階		預貯金等が単身650万円 夫婦1,650万円	年間収入額の合計が 年間80万円以下の方	370 円	390 円
第3段階①		預貯金等が単身550万円 夫婦1,550万円	年間収入額の合計が 年間80万円～120万円の方	370 円	650 円
第3段階②		預貯金等が単身500万円 夫婦1,500万円	年間収入額の合計が 120万円超の方	370 円	1,360 円
第4段階	上記以外の方		855 円	1,650 円	

※年金収入等・・・公的年金等収入金額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額

* 市民税非課税世帯であっても、次の要件に当てはまる方は給付対象にはなりません。

・配偶者が市民税を課税されている場合(世帯が同じかどうかは問わない)

【サービス基本料金 早見表】(月額:30日)

基本料金 = 基準単位 × 地域加算(10.54) + 居住費・食費

	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
第1段階	27,119 円	29,269 円	31,514 円	33,664 円	35,733 円
第2段階	40,919 円	43,069 円	45,314 円	47,464 円	49,583 円
第3段階①	48,719 円	50,869 円	53,114 円	55,264 円	57,383 円
第3段階②	70,019 円	72,169 円	74,414 円	76,564 円	78,683 円
第4段階	93,269 円	95,419 円	97,664 円	99,814 円	101,933 円
第4段階2割負担	111,387 円	115,687 円	120,177 円	124,478 円	128,715 円
第4段階3割負担	129,505 円	135,956 円	142,691 円	149,141 円	155,497 円

☆単位から料金を算出する計算方法【例:要介護4、1ヵ月分(30日)の場合】

※1割負担の場合

- $[A \{ (780+36+4+8+13) \times 30 \} + (A \times 83/1000) + (A \times 27/1000) \text{ (円未満四捨五入)}] \times 10.54 \text{円 (地域加算)}$
 $[A \{ 25,230 \text{単位} \} + 2,094 \text{単位} + 681 \text{単位}] \times 10.54 \text{円} = B \text{ 295,172円 (円未満切捨て)}$
- $B \text{ 295,172円} \times 0.9 \text{ (介護保険給付の9割)} = C \text{ 265,654円 (円未満切捨て)}$
- $B \text{ 295,172円 (介護保険利用金額)} - C \text{ 265,654円 (介護保険給付額)} = \mathbf{29,518円}$

※2割負担の場合

- $[A \{ (780+36+4+8+13) \times 30 \} + (A \times 83/1000) + (A \times 27/1000) \text{ (円未満四捨五入)}] \times 10.54 \text{円 (地域加算)}$
 $[A \{ 25,230 \text{単位} \} + 2,094 \text{単位} + 681 \text{単位}] \times 10.54 \text{円} = B \text{ 295,172円 (円未満切捨て)}$
- $B \text{ 295,172円} \times 0.8 \text{ (介護保険給付の8割)} = C \text{ 236,137円 (円未満切捨て)}$
- $B \text{ 295,172円 (介護保険利用金額)} - C \text{ 236,137円 (介護保険給付額)} = \mathbf{59,035円}$

※3割負担の場合

- $[A \{ (765+36+4+8+13) \times 30 \} + (A \times 83/1000) + (A \times 27/1000) \text{ (円未満四捨五入)}] \times 10.54 \text{円 (地域加算)}$
 $[A \{ 25,230 \text{単位} \} + 2,094 \text{単位} + 681 \text{単位}] \times 10.54 \text{円} = B \text{ 295,172円 (円未満切捨て)}$
- $B \text{ 295,172円} \times 0.7 \text{ (介護保険給付の7割)} = C \text{ 206,620円 (円未満切捨て)}$
- $B \text{ 295,172円 (介護保険利用金額)} - C \text{ 206,620円 (介護保険給付額)} = \mathbf{88,552円}$